

栗山町の「まち」づくり とケアラー支援条例

～やさしさあふれるまち“くりやま”を目指して～

栗山町長 佐々木 学

[illegible]

明治21年、現在の宮城県、仙台支藩
の角田藩士24名が入植し、開拓の鋤
を入れた。

【町名の由来】

ヤム・ニ・ウシ

=栗の木の繁茂しているところ

【町制施行】昭和24年(旧角田村)

【人口】 10,776人 (2025.4.1)

【世帯数】 5,700世帯 (2025.4.1)

【面積】 203.93km²

【基幹産業】

農業(米、小麦、たまねぎ、種子馬鈴薯など)

●農家戸数 332戸

●農用地面積 田 3,727ha、畑 1,813ha

(2020年北海道統計)

栗山町の概要



道内最古の酒蔵：小林酒造



自然環境教育（廃校再生）



基幹産業：農業の魅力



栗山煉瓦倉庫くりふと



栗山町の概要



様々なイベントを応援してくれているバービーさん



栗の樹ファーム完成(2002年)



R5.6侍ジャパン栗山監督優勝記念パレード

栗山町の概要 ～【福祉】のまちづくり

「栗山ならだいじょうぶ。」 ～ 高齢社会を見据えた福祉施策の展開

- **起点：町立介護福祉学校の設立**（昭和63年）

→ 道内唯一の公立校、優秀な人材を全道へ輩出



- **独自の福祉施策の展開**（※主な取組）

→ バリアフリー公営住宅整備（平成4年）

→ リフォームヘルパー制度（平成6年）、バリアフリー
住宅奨励金制度（平成7年）

→ 人にやさしい商店街近代化（平成8年）



- **人（町民）の心を育む取組も**

→ 福祉情報誌「くりやまプレス」発行（平成4年）

※福祉の現場を伝える

→ 福祉体験ボランティア、いきいきホームステイ



栗山町の概要 ～【福祉】のまちづくり

現在に続く「福祉のまちづくり」～福祉人材の育成

● 介護福祉学校を核とした福祉人材の育成

- 高専一貫教育プログラムの開発
(栗山高校生が「栗山と福祉：105時間」を履修)
- 小中・高・専（介護福祉学校）の連携による福祉教育の実践へ
- 介護人材の確保に関する自治体包括連携協定
(地域を支える介護人材は地域と栗山で育てる
… 既に道内20自治体との協定締結)
- 町内介護事業所と連携した「介護職員初任者研修会」の開催



これら福祉のまちづくりの歩みが
ケアラー支援推進の土台に

ケアラー支援の目指すところ(理念)

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として 尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、町、町民、事業者、関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。

栗山町ケアラー支援条例 より

※条例では、**町の責務と町民・事業者・関係機関の役割**を定め、介護－ケアの社会化を目指す



ケアラー支援の起点は「実態調査」

● **栗山町社会福祉協議会**が日本ケアラー連盟の調査依頼（平成22年）

⇒ 全世帯調査の結果（以降2回の調査実施 平成27年 令和2年）

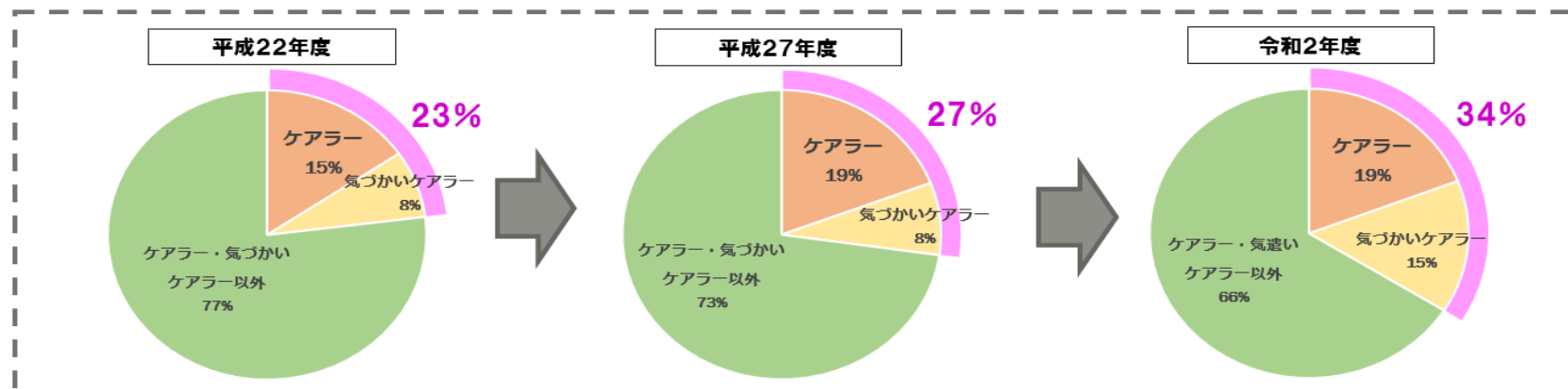
約5,500世帯のうち1,000世帯にケアラーが存在

そのうち約60%が体調不良を訴えていた

誰に相談して良いのか、今後の暮らしに見通しがつかない、地域から孤立している声

⇒ **社協によるケアラー支援事業展開**につながる

※町内のケアラーの推移



町と社協の二人三脚によるケアラー支援

社協がケアラー支援事業を推進し、町が後押し

- ・ **いのちのバトン**（救急救命キッド）の配布（平成22年～）
- ・ **ケアラズカフェ「サンタの笑顔」の開設**（平成24年）
- ・ **ケアラーアセスメント**の実施（平成26年～）
- ・ **ケアラー支援専門員**の配置による相談支援事業（令和元年～）
- ・ 熟年人材登録やケアラー手帳配布など 様々な事業をスタート

ケアラーへの支援を先駆けて

町民の手元に届くように進める



スマイルサポーターの支援活動



ケアラズカフェ
「サンタの笑顔」

社協の活動から条例制定まで

●ケアラー実態調査

⇒多くのケアラーは日常生活・心身の不安を抱え、地域とも疎遠になり、将来的な心身の疾病や虐待につながる可能性があることを把握する（**今後の町自体の切迫した危機感**）



町と栗山町社会福祉協議会との連携による**10年に及ぶケアラー支援活動の集大成**として、また将来にわたり、**誰もが安心して介護や看護ができる地域づくりを目指す**

⇒ **ケアラー支援のための条例を制定**

（栗山町ケアラー支援条例 令和3年4月制定）

※安定したブレないケアラー支援施策を強力に推進する

⇒「条例」であることが活動の担保につながる（町長公約）

条例制定による変化 ①計画と施策

- **栗山町ケアラー支援推進計画**の策定（令和3年12月策定）
⇒ **具体的な施策の推進**につながる（**ケアラー支援推進協議会**が母体）
※現在は、令和6年度より第二期計画スタート

【 条例制定後の実感 】

町と社協が連携し、様々な施策がスムーズに運用できるようになった

- ※ **財源的裏付け** ⇒ 既存施策と新規施策の融合
⇒ **弾力的な運用**につながる



支援活動の可視化による**町民への周知**に結び付く

条例制定による変化 ②施策関連

●新たな施策が生まれる

- ① **ケアラーサポーター**による傾聴ボランティア訪問
- ② **ケアラー支援室**の設置（**ケアラー支援の活動拠点**－社協）
- ③ **ケアラーお出かけ安心サービス**
（ケアラー主体の町独自短期宿泊事業）
- ④ **ちょこっとボランティア**
（日常でのちょっとしたボランティア事業）
- ⑤ **栗山町見守り・安心ネットワーク**
（事業者・団体とのネットワーク連携）
- ⑥ **ケアラーアセスメント**によるケアラーの状況把握と課題抽出
- ⑦ **ヤングケアラー支援**（実態調査・講演会・出前講座）



ケアラー支援は地域づくり・ヒトづくり①

● 栗山町ケアラー支援推進月間の設置（令和6年9月）

ケアラーへの理解を深め、ケアラーが地域とつながり続けることができる社会を目指して、集中的に広報・啓発を行う

⇒ 町民ひとりひとりが「ケアラー」という言葉を身近に知ること

※拠点はケアラースカフェ「サンタの笑顔」

【月間イベント】

★ケアラードラマ「夕焼け」上映会

※ヤングケアラーをテーマとしたドラマの上映会

★介護サービス利用者作品展「K-1ぐらんぷり」

※作品展をきっかけとした被介護者とケアラーとの交流づくり

★ケアラー支援講演会

など多数開催



K-1ぐらんぷり会場

※「K-1」は介護とケアラーのローマ字「K」で1番という意味を意味します。

ケアラー支援は地域づくり・ヒトづくり②

●ケアラーサポーターによる傾聴ボランティア活動

令和4年度より、社協でケアラーサポーター（現在11名）を養成し傾聴ボランティア活動を実施（令和6年度で320件）

●ケアラーアセスメントの実施

ケアラーの生活上の困りごとを把握・分析し具体的な支援につなげている。約30世帯（ケアラーサポーター訪問世帯対象）

⇒町内全体への動きへ加速（町内のケアマネと協議）

いかにしてケアラーを支えるか

⇒『ヒトを育てる』

『ヒトをつなげる』ための体制づくりとその実践



ケアラー支援は地域づくり・ヒトづくり③

●ヤングケアラー支援活動

①ヤングケアラー実態調査の実施と学校との意見交換

令和4・5年度実施 ⇒ **33名**（令和5年度）

②ヤングケアラー出前講座の実施

子ども・若者たちの「気づき」への機会づくり（令和5年度～）

※対象：町内の小学校3校・中学校1校・高校1校・専門学校1校 計6校

③ヤングケアラーに関する講演会（令和4・5年度）

④早期発見・実態把握のためのアセスメント導入

※学校・支援者との連携による早期発見と実態把握の試み



⇒**栗山町ケアラー支援推進協議会**事務局内に**対策チーム**を設置

町福祉課、町教委、社協にて連携し活動を行う

ケアラー支援は「まちづくり」 — つどい —

町民主体の「つどいの場」誕生

● ケアラー支援条例制定を機に自主的につどいの場が誕生する

地区の会館に高齢者がお互いに声かけ・気遣いの中で毎月3回（1日・10日・20日）集まり、イベントや介護や生活の勉強会を開催するようになった。

⇒地域カフェとして町もアシスト（高齢者居場所づくり事業）



つどいの場の様子

ケアラー支援は「まちづくり」 輪一つつながる

町民が「輪」でつながる コミュニティFM

ケアラー実態調査で明らかになった「町民の地域からの孤立化」



- 栗山町に密着したコミュニティFMラジオ放送局
「エフエムくりやま」(78.8MHz)を令和6年7月開局
⇒ 日常の情報や楽しい話題から、災害時の情報提供
住民が「エフエム」で一つに「つながる」
リアルタイムの情報提供による「孤立化」防止
⇒ 栗山町緊急告知FMラジオを配布・無償貸与⇒全町民へ



エフエムくりやまと防災ラジオの無償貸与

ケアラー支援は「まちづくり」 — 防災 —

災害時の被介護者・ケアラーの安全確保

東日本大震災（平成23年）⇒福祉避難所の問題がクローズアップ

※避難できる避難所を巡りケアラーが疲弊



● 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

災害時に高齢者や障がい者など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮が必要である人の受入体制の構築

⇒ **町内 4 施設で福祉避難所が開設可能**

さらに条例後は機能強化

（自家発電機の導入をアシスト）



地域密着型特別養護老人ホームくりのさと彩

ケアラー支援から見えてきたものーまとめー

（１）ケアラー支援条例を制定し進めることができた理由

⇒①まちづくりの歴史とケアラー支援の素地

②実態調査による科学的根拠

※支援の原動力

（２）ケアラー支援条例の成果

⇒制度・財政的に活動実践を保障し、新しいサービスの創出

既存施策を含めた弾力的な運用へ → **法的保障の有用性**

（３）ケアラー支援は、地域課題にリンクする

⇒福祉課題だけではなく、地域コミュニティそのものの課題を浮き彫りにし、その解決策にもつながった。



ケアラー支援を切り開くことは

時代の先を読み、政策課題を見据えた先行投資になる

ケアラー支援から見えてきたものー課題と展望ー

●人材育成と教育

介護業界の支え手不足 ⇒ 地域の支え手不足も深刻

町民同士が「つながる」ための理解と実践（新しいマンパワーの創出と学びの場の提供）

教育の問題 ⇒ ★子どもたちへの「福祉教育」

（例：「まち」全体で捉えた授業・副教材等での学びの機会や体験学習）

★専門職養成課程での「ケアラー支援への理解」

●「まちー地域」の在り方・コミュニティ形成

地域の間人関係の希薄化・孤立化の恐れ

⇒ I C T化とケアコミュニティの創造の課題

オンラインによる見守り守り・交流や相談サービスの検討

（「住民同士の新しいつながり方」を模索）

●実態把握とケアラーアセスメントの確立（有用性の向上）

ケアラーのニーズを実態把握（調査）と適切なアセスメント

⇒具体的な支援のため施策につながる

※全国的な標準化を行うことで、ケアラー支援の実効性が高まる（法制化の必要性）



介護学生による訪問体験学習